

水道料金を 統一します

現 在の美郷町簡易水道料金は、町村合併前に設定された3種類の料金体系を基に運用しています。「安全な水道水の安定供給」という同一サービスの提供の観点および水道事業運営の利用者公平負担の原則に基づき、平成27年7月分より3種類の料金体系を統一することになりましたのでお知らせします。

表1 現在の水道料金

※8%の消費税を含む金額です。

地区	千畑地区・六郷東部地区				六郷西部地区				仙南地区			
	基本水量 (m ³)	基本料金 (円)	超過料金 (円)	メーター使用料 (円)	基本水量 (m ³)	基本料金 (円)	超過料金 (円)	メーター使用料 (円)	基本水量 (m ³)	基本料金 (円)	超過料金 (円)	メーター使用料 (円)
メーター 口径												
13mm	10	1,512	183	108	10	918	86	108	10	1,080	140	86
20mm	15	2,538	194	194	30	2,754	86	216	10	1,080	140	172
25mm	20	3,380	199	237	40	3,672	162	280	10	1,296	162	194
30mm	50	8,424	199	302	50	4,590	162	345	10	1,296	162	334
40mm	100	16,869	199	367					10	1,296	162	378
50mm	150	25,293	199	756					10	1,296	162	702
75mm	150	25,293	199	864					10	1,296	162	1,944



料金の統一 (平成27年7月分以降)

表2 統一後の水道料金

※8%の消費税を含む金額です。

地区	全地区共通			
メーター口径	基本水量 (m ³)	基本料金 (円)	超過料金 (円)	メーター使用料 (円)
13mm	5	594	183	108
20mm	5	615	194	172
25mm	20	3,380	199	194
30mm	20	3,380	199	302
40mm	20	3,380	199	367
50mm	20	3,380	199	702
75mm	20	3,380	199	864

【統一後の水道料金の特徴】

- ・口径13mm・20mmにおいて、少量利用者に配慮して基本水量を5m³とし、基本料金を抑えました。
- ・口径25mm以上の基本水量・基本料金・超過料金を一本化しました。
- ・メーター13mm、水量20m³使用した場合の水道料金水準は、県内25市町村中、高い順から数えて16番目です。
- ・メーター20mm、水量20m³使用した場合の水道料金水準は、同15番目です。

表3 水道料金計算例(口径13mmで月20m³使用した場合)

※8%の消費税を含む金額です。

		基本料金	+	超過料金	+	メーター 使用料	=	合計
統一前	千畑地区・六郷東部地区	1,512円	+	(20m ³ -10m ³)×183円	+	108円	=	3,450円
	六郷西部地区	918円	+	(20m ³ -10m ³)× 86円	+	108円	=	1,886円
	仙南地区	1,080円	+	(20m ³ -10m ³)×140円	+	86円	=	2,566円
統一後	全地区共通	594円	+	(20m ³ - 5m ³)×183円	+	108円	=	3,447円

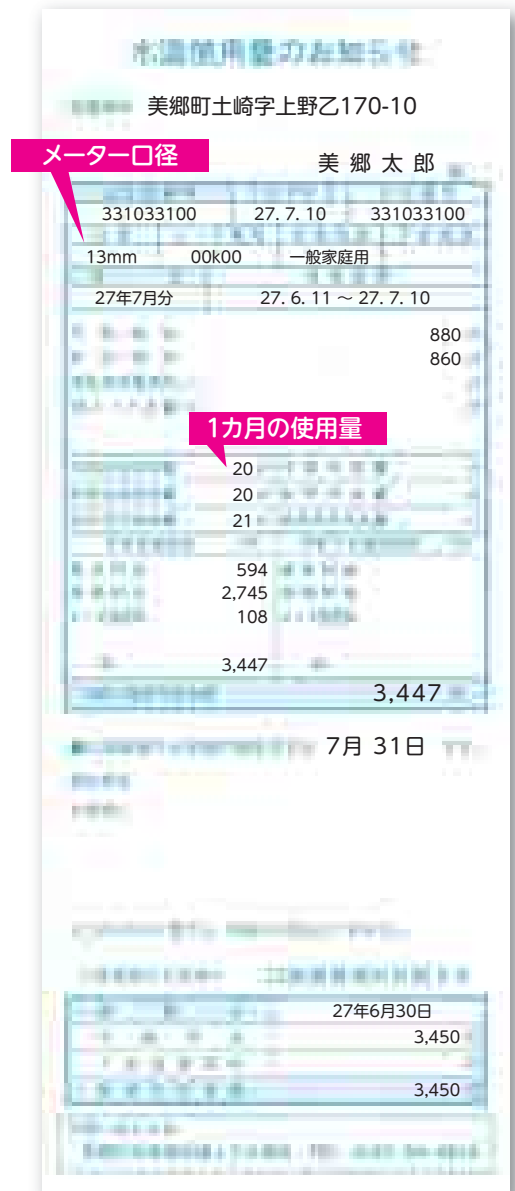
ご家庭の水道使用状況について

水道料金は、メーター口径によって基本水量や基本料金などが異なります。水道のメーター口径などのご家庭の水道使用状況については、検針後に送付される「水道使用量のお知らせ」でご確認ください。

統一料金の開始時期について

統一料金は平成27年7月検針分の請求から適用となります。

■平成27年7月メーター検針の例
(口径13mmで月20m³使用した場合)



激変緩和措置を実施します

料金統一による改定率の高い六郷西部地区・仙南地区については、段階的に料金統一となるよう激変緩和措置を実施します。5年後の平成31年に完全統一となります。

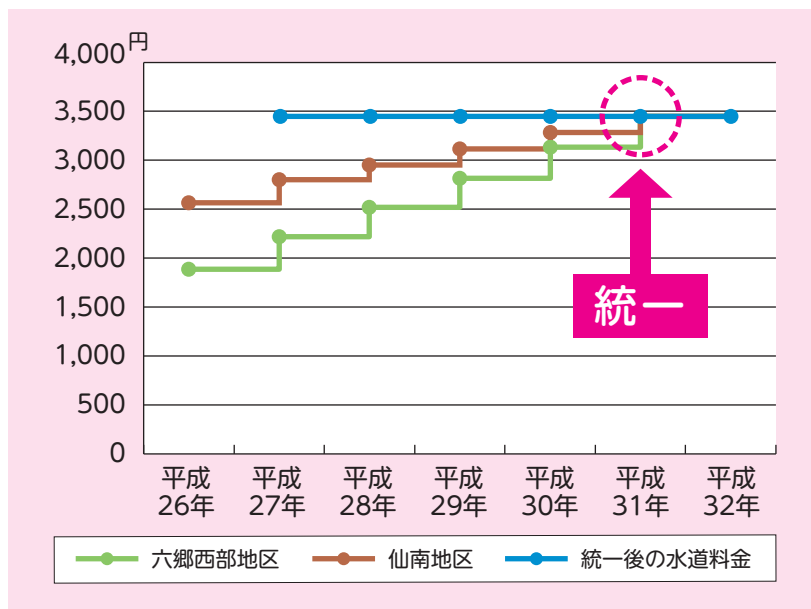


表4 激変緩和措置の一例 (口径13mmで月20m³使用した場合)

地区	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	平成32年
六郷西部	1,886円	2,217円	2,517円	2,817円	3,132円	3,447円	3,447円
仙南	2,566円	2,802円	2,952円	3,117円	3,282円	3,447円	3,447円

問い合わせ●町建設課 上下水道班 ☎0187(84)4910